

## 測定結果の概要

### 1 報告状況について

大気基準適用施設（表1 アルミニウム合金製造施設、表2 廃棄物焼却炉）

令和3年度に測定、報告義務の対象となる14施設（5事業所）のうち、休止している3施設を除く11施設から測定結果の報告がありました。

### 2 排出基準等適合状況について

報告を受けた事業所の測定結果は全て排出基準等を下回っており、特に問題はありませんでした。

表1 アルミニウム合金製造施設

事業所No.	事業所名	所在地	施設種類	試料採取日	排出ガス		備考
					測定結果 (ng-TEQ/m3N)	排出基準 (ng-TEQ/m3N)	
1	アサヒセイレン(株)	八尾市太田9-37	アルミニウム合金製造溶解炉	R3.11.10	0.15	5	3号反射炉
			アルミニウム合金製造溶解炉	-	-	5	10号反射炉(令和3年度休止)
			アルミニウム合金製造溶解炉	R3.11.11	0.014	5	11号反射炉
			アルミニウム合金製造乾燥炉	R3.11.9	0.18	1	キルン炉
2	(株)共栄アルミニウム工業所	八尾市老原9-81	アルミニウム合金製造溶解炉	R4.1.21	0.0016	5	排出ガスは全炉集合 (A-2-1~4、A-5、A-3)
			アルミニウム合金製造溶解炉				
			アルミニウム合金製造溶解炉				
			アルミニウム合金製造溶解炉				
			アルミニウム合金製造溶解炉				
			アルミニウム合金製造乾燥炉				

事業所 No.	事業所名	所在地	排出ガス			燃え殻			ばいじん			備考
			試料採取日	測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	排出基準 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	試料採取日	測定結果 (ng-TEQ/g)	処理基準 (ng-TEQ/g)	試料採取日	測定結果 (ng-TEQ/g)	処理基準 (ng-TEQ/g)	
1	大阪広域環境施設組合 八尾工場	八尾市上尾町7-1	R3.12.16	0.020	1	R3.12.16	0.019 (※1)	- (※2)	R3.12.16	2.1 (※1)	- (※3)	1号炉
			-	-	1	-	-	- (※2)	-	-	- (※3)	2号炉 令和3年10月～故障のため休止
2	八尾市立衛生処理場	八尾市上尾町8-24-1	R3.9.9	0.047	10	R3.9.9	0.0014 (※1)	3	R3.9.9	0.015 (※1)	- (※3)	
3	不易糊工業(株)	八尾市竹瀬東2-62	-	-	10	-	-	3	-	-	-	令和3年度休止

(※1)については、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第2項第1号の規定に基づき環境大臣が定める方法(平成16年12月27日環境省告示第80号)により実施しております。

(※2)については、平成12年1月15日以前に設置されている施設であり、燃え殻はセメント固化処理を実施しているため、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則附則第2条第3項第1号の規定に基づき、基準適用除外となります。

(※3)については、平成12年1月15日以前に設置されている施設であり、ばいじんは薬剤処理を実施しているため、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則附則第2条第3項第2号の規定に基づき、基準適用除外となります。